

日薬業発第107号

令和7年7月4日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 森 昌平

トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害により被災した被保険者等における  
診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

標記につきまして、社会保険診療報酬支払基金から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

トカラ列島近海を震源とする地震に伴い、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間が示されたこと等につきましては、令和7年7月4日付け日薬業発第105号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等についての提供に関する取扱いが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることが申し添えられております。

(別添)

- トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害により被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

(令和7年7月4日付け事務連絡、社会保険診療報酬支払基金)

重 要 性 分 類 III  
事 務 連 絡  
令 和 7 年 7 月 4 日

日本薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害により  
被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の  
第三者への提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申  
し上げます。

さて、令和 7 年 7 月 3 日に発生した、標記「トカラ列島近海を震源とする  
地震にかかる災害」につきましては厚生労働省保険局医療介護連携政策課等  
から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにお  
ける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、  
当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手  
元になくとも、患者の 4 情報での検索により、資格情報や薬剤情報等を把握  
することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局（以下「医療機関  
等」という。）でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定さ  
れることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保  
険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療  
機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等  
の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げま  
す。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みで  
あることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

基金より提供した、診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供  
について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認す  
る等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

## 2. 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

## 3. 照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師等、提供年月日、提供情報の概要等について記録する。

## 4. 医療機関等からの照会窓口

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査委員会事務局

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金本部 電話 03-3591-7441（代表）

・アクティブ化に関することについて

情報基盤部資格情報課 藤井

・第三者提供に関することについて

事業統括部中日本事業サポート課 田邊



令和7年7月3日  
内閣府政策統括官（防災担当）

## トカラ列島近海を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について

### 1. 災害の概要

トカラ列島近海を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けけるおそれが生じていることから、鹿児島県は1村（鹿児島郡十島村）に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【鹿児島県】 鹿児島郡十島村 (かごしまぐんとしまむら)	7月3日	令和7年7月3日に発生したトカラ列島近海を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けけるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

### 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付  
藤田、新野、池沼、田村  
TEL 03-5253-2111（内線51276）  
03-3503-9394（直通）

# 災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省  
から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

## ■ 災害が発生した場合の対応

災害予防

災害

応急救助（災害救助法）

復旧・復興

（被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など）

## ■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

災害  
予防

大規模  
災害の  
おそれ

国の災害  
対策本部  
が設置

おそれ段階の応急救助  
(災害救助法)

応急救助  
(災害救助法)

復旧・復興  
(被災者生活再建支援法、  
災害弔慰金法など)

## 1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。  
(法第2条第1項)  
① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）  
② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） (救助実施の区域を除く（法2条の2）)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)（法21条）

## 2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置 (S22～)	(6) 医療及び助産 (S22～)	(11) 埋葬 (S22～)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28～)	(7) 被災者の救出 (S28～)	(12) 死体の搜索・処理 (S34～)
(3) 炊き出しその他による 食品の給与 (S22～)	(8) 福祉サービスの提供 (R7～)	(13) 障害物の除去 (S34～)
(4) 飲料水の供給 (S28～)	(9) 住宅の応急修理 (S28～)	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の 給与・貸与 (S22～)	(10) 学用品の給与 (S22～)	

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣**に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

## 3. 国庫負担

90%

80%

50%

地方負担額

①県普通税収  
入額の2%以  
下→50/100

②県普通税収  
入額の2%超  
~4%以下  
→80/100

③県普通税収  
入額の4%超  
→90/100

例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合

国庫負担額 = ①(20億円の50%) + ②(20億円の80%) + ③(残り60億円の90%) = 計80億円